

2019世界遺産中城城跡 プロジェクトマッピング

出店募集要項

令和元年10月1日

中城村観光協会

2019 世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング 出店募集要項

中城村観光協会では、イベント出店に係る円滑な運営を図るため、出店事業者の皆様に対して、次の要件についてご理解と御協力のもとに厳守の程をお願いいたします。

なお、以下の要件は当協会と出店事業者の皆様との契約書としての効力を持つものと御理解いただきまして、目に余る違反をした場合即刻営業の停止をお願いすることをご了承のうえ出店の申し込みをお願いいたします。

1. イベント詳細

- (1) イベント名称：2019 世界遺産中城城跡プロジェクトマッピング
- (2) 開催日時：令和元年11月23日（土）、24日（日）
両日ともに 午後3時開場、午後4時開演・午後8時終演
- (3) 開催場所：世界遺産中城城跡<中城村>
- (4) 主催：中城村、中城村観光協会

2. 出店日時

令和元年11月23日（土）、24日（日）午後3時から午後8時30分まで
※両日出店可能なことを条件とします

3. 出店会場

世界遺産中城城跡 馬場広場

4. 募集項目

飲食の部 及び その他

5. 出店料

30,000円（15,000円×2日間）

6. 募集小間数

8小間（1小間 5.4m×3.6m）

※小間数は、状況により変更になる場合があります。

※出店場所については、出店事業者説明会において抽選により決定します。

7. 募集期間

令和元年10月8日（火）から令和元年10月18日（金）まで

8. 申込先及び受付時間

申込先：中城村観光協会

（中城村商工会館内）

受付時間：募集期間の平日 午前9時から午後5時まで（土日、祝日は除く）

9. 申込方法

出店申込書（様式1）に必要事項を記入後、法令により許可を必要とするものの販売に関する各種許可証や必要書類等の写し（コピー）を添付し、申込期間内に上記申込場所に提出すること。

必要書類の例

- (1) 飲食店用または簡易営業用の「営業許可証」のコピー
- (2) 「酒類販売の移動小売免許」(酒類販売出店業者のみ)のコピー

10. 出店資格

次のいずれかに該当すること。

- (1) 中城村観光協会会員である
- (2) 中城村商工会会員である
- (3) 事業所の代表者が中城村内に住民票を置いている
- (4) 中城村内に店舗を持っている
- (5) 販売商品が他店舗の販売商品と競合しない
- (6) その他公共性が認められる団体

11. 申込数が募集小間数を超えた場合

出店をお断りする場合があります。

その場合の優先順位が次のとおりとし、主催者が厳正な抽選により決定します。

【優先順位】「10. 出店資格 (1) > (2) > (3) > (4) > (5)」

(6) は主催者で判断・決定します。

12. 出店の条件

- (1) 食品衛生法、意匠法、計量法及び関連する諸法規等に違反しないもの。
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定された事業所の出店については、これを認めない。
- (3) 簡易営業の施設基準を満たす出店用のテントや資材、テーブル等必要な備品は、出店者が準備すること。
- (4) 出店者は、出店小間に商号または会社名などを記入して掲示すること。
- (5) 出店物には、必ず品名及び小売価格等を提示すること。
- (6) 出店者は、販売人または説明人を会場に派遣し、常駐させること。
- (7) 酒類販売や飲食業等で臨時的免許や許可証が必要な事業所は、各自で申請、取得し各小間に掲示すること。
- (8) その他、出店に関して主催者の指示に従うこと。

13. 供給電力量及び時間

1. 5 k w程度 (供給する電力の使用料は無料)

令和元年11月23日(土)、24日(日) 午後2時から午後9時

※ ただし、プロジェクションマッピングの上映中は、安全管理上に必要な最小限の
明かりだけを残し、それ以外はすべて電気を落とします。

14. 申込後のスケジュール

(1) 出店許可通知書(もしくは不許可通知書)を發出します。

出店申し込み受付後、書類内容を審査し、出店許可通知書もしくは不許可通

知書を代表者へ FAX または郵送にて送付します。

(2) 出店事業者説明会を開催します。

出店許可事業者を対象に、説明会を開催します。

開催日時や場所については、(1) 出店許可通知書とあわせて通知します。

15. 留意事項

(1) 出店にかかる搬入及び搬出日時

搬入：令和元年11月22日（金）午後 1 時から午後 4 時まで

搬出：令和元年11月24日（日）午後 9 時から午後10時まで

(2) 商品の販売について

① 指定された小間のテント外での商品販売は行わないこと。

② 店舗の装飾は各自で行い、隣接する小間に支障がでないよう注意すること。

③ 各事業所は、両日共に必ず売り上げを報告すること。

(3) 免責

主催者は、本イベント期間中（夜間も含む）において通常警備を行いますが、出店における販売商品及び備品等の管理は出店事業者の責任とし、盗難、汚損、その他不可効力による災害に対して、主催者は一切その責任を負いません。

(4) 原状回復の請求について

会場は世界遺産（文化財）となっています。会場内の施設及び備品等の破損や汚染が生じた場合、原状回復に係る費用について該当する出店事業者へ別途請求する場合があります。

(5) 駐車場について

① 会場周辺駐車場は、来場者専用です。

② 出店事業者用の駐車場については、別途1事業者につき1台分確保します。

※ 説明会にて詳細をご説明します

③ 会場内車両通行許可証を、1事業所につき2枚発行します。

※ 原則、会場内は車両の乗り入れが禁止となっております。そのため、会場内（芝生等）の状況により、車両の乗り入れに制限を設けることがあります。あらかじめご理解、ご了承ください。

(6) その他

その他の注意事項等については、出店事業者説明会で配布する「出店マニュアル」を参照ください。

16. お問い合わせ先

中城村観光協会 担当：西野・伊波

<中城村商工会館内>

電話：975-5309 FAX：975-5308

E-mailアドレス：nakakanko530@mco.ne.jp